

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 旧業務統合サーバ運用支援及びシステム保守業務
- 2 業者名 NECフィールドディング株式会社 東日本営業本部 北海道営業部
- 3 特定理由 本業務は、平成28年度に更新した業務統合サーバについて、サーバの運用支援及びシステム保守を行うものである。
業務統合サーバ上では、複数の業務システム（電話受付、マッピング、ファイリング等）が稼働しており、各業務システムは安定稼働が求められる重要性が高いものであるため、本業務の受託者は、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作等について熟知し、確実な問題解決と、システム不具合や障害発生時の速やかな復旧対応が可能であることが要件となる。
上記業者は、旧業務統合サーバの構築業者であり、令和3年度までの本業務を実施してきており、サーバのハードウェア及びソフトウェアの構成・設定・動作・当局の運用環境等について熟知している唯一の業者であることから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項第2号

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 旧業務統合サーバ機器保守業務
- 2 業者名 NECフィールドディング株式会社 東日本営業本部北海道営業部
- 3 特定理由 本業務は、平成28年度に調達し、今日まで運用を継続してきた業務統合サーバのハードウェア延長保守を行うものである。
当該サーバ上では、重要性の高い電話受付システム、給配水管管理システム、水質情報管理システム等が稼働しており、障害発生時には、当局の運用、環境並びに対象ハードウェアの構成・設定・動作等について熟知した者が速やかに復旧作業を行うとともに、原因究明と解決を行う必要がある。
上記業者は、当該サーバ（NEC製）の正規メーカー保守を提供することができ、かつこれを導入、構築、運用し、令和3年度までの機器保守及び運用保守を実施してきた業者であり、当該サーバ機器のハードウェア構成・設定・仕様・動作特性・当局の運用環境等について熟知している唯一の業者であることから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名
貯蔵品管理システム運用保守業務
- 2 事業者名
株式会社 HBA
- 3 特定理由
本業務は、貯蔵品管理システムの運用支援及び保守を行う業務である。
この業務を的確に実施するためには、貯蔵品管理システム全体に対する正確な知識が必要となる。また、貯蔵品管理システムの構成情報はセキュリティ上公開しないため、システム開発業者である上記業者以外が本業務を履行することができない。
以上のことから、本業務を実施する能力を有する「株式会社HBA」に特定する。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 パージアンドトラップ装置付きガスクロマトグラフ質量分析計保守業務
- 2 事業者名 北海道和光純薬株式会社
- 3 特定理由 パージアンドトラップ装置付きガスクロマトグラフ質量分析計（日本電子株式会社製 JMS-Q1500GC 一式）は、水道水質維持のために常時稼働させてカビ臭物質の測定を行っており、測定の安定性及び信頼性確保が不可欠である。当該機器は日本電子株式会社が製造販売する一連の機器であり、その整備作業に関する代理店は北海道和光純薬株式会社であるため、北海道和光純薬株式会社を特定することとする。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。